## 処 分 基 準

平成18年5月17日作成

r	-
法令等名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第31条の10
処 分 の 概 要	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための 命令
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条の8第3項・第4項(映像送信型性風 俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置)
処 分 基 準	1 措置命令の基準 (1) 風俗学等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の88第3項の規定に違反する行為が行われた場合は、同法するものとする。(2) 付置の規定に基づく命令(以下「措置命令」という。)をする。(2) 付置の地域では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
問い合わせ先	生活安全部保安課行政第三係(電話06-6943-1234 内線31741)
備考	